

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和5年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和6年2月2日（金） （本局：神戸地方合同庁舎 3階 第6共用会議室）	
委員	西上 治（神戸大学大学院 准教授 今回抽出担当者） 本岡 正則（本岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士） 森川 英典（神戸大学大学院 教授 第二部会長） （五十音順）	
審議対象期間	令和5年4月1日 ～ 令和5年9月30日	
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不動状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	7件	[抽出件名]
＜工事＞		
一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)築造工事
一般競争入札方式（WTO対象外）	1件	・第二下福井宿舍外壁改修工事
一般競争入札方式（WTO対象外）	1件	・和歌山下津港みなとカメラ設置等工事
＜業務＞		
簡易公募型競争入札方式	1件	・神戸港六甲アイランド地区荷さばき地等実施設計
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・都市型海岸施設の整備効果検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査
＜物品役務＞		
随意契約方式	1件	・舞鶴港和田地区道路(上安久線)分筆登記等申請業務

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）</p> <p>「堺泉北港汐見沖地区岸壁(-12m)築造工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定テーマについて、自動化して省人化を図るといふ提案なのか。 ・ その場合、どれくらい省人化できるのか。 ・ 工期縮小に寄与する提案も評価するのか。 ・ 入札価格が3者で同額であり、他者も近接しているのはなぜか。 ・ 省力化によるコスト削減などの技術提案があるにもかかわらず調査基準価格が高いように思えるが、工事コストの縮減について措置はされているのか。 ・ 生産性の向上は重要なテーマだと思うので、工事の事後評価をきっちりしていただきたい。 ・ 入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合、工事の品質に疑念を持たれるということであったが、その場合、業者側が追加的説明を行うことによって発注者側が納得できれば、低い価格でも問題ないということか。 ・ 調査基準価格を下回る価格で落札することが現実的に難しいという現状の中、省力化によるコストダウンを指定テーマBにおいて評価されていることに疑問を持つがどのように理解したらよいか。 ・ 指定テーマについて、Aが確実性、Bが施工精度を求めているということであれば、いずれも同じようなテーマにならないか。 ・ 指定テーマBで生産性を求めているのであ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。自動化システムを構築することで、工事品質向上、省人化を行う技術提案となっている。 ・ 今回の場合は、誘導員に3人かかるところが0人になっている。 ・ 生産性の向上によって工期縮小を図る技術提案も評価するようにしている。 ・ 今回の工事は過年度から行っている工事の続きであり、過年度と同様の施工を行うもの。受注者は過年度工事の予定価格を参考に入札を行うため、今回の入札価格が近接したと考えられる。 ・ 従前より契約後VEを取り入れるなど工事コスト削減の対応をとっているが、当初契約においては品質確保の観点から、調査基準価格の下限について限界があることはご理解いただきたい。 ・ 承知しました。ご意見ありがとうございます。 ・ そのとおりである。調査基準価格を下回ったからといって直ちに失格になるわけではなく、追加資料等により品質確保が確認出来た場合、その価格で契約することもあるが、一般的に追加資料の提出を辞退される傾向にある。 ・ 指定テーマBでは、生産性向上による省力化という成果のみを求めているのではなく、生産性向上による施工精度・品質の向上などを含めて求めるものであり、提案についてもその点を評価している。今回は結果的に提案内容により省力化もできたということである。 ・ Aはまさに施工が確実に行われるための提案を求めるもので、一方、Bは生産性の向上を求めるもの。生産性向上にはいろいろな切り口があり、省力化していくという仕方もあれば、工期短縮という仕方も

<p>れば省力化によるコスト削減を評価していることになるのではないか。</p>	<p>あり、またこれ以外の切り口も考えられ、より幅広い提案を求めている。我々としてはより良い技術を求めており、このような技術が標準化されていくことで、今後予定価格の積算方法も変わっていくものと考えている。必ずしもコスト削減に繋がる技術だけを評価しているのではない。</p>
<p>・ 少子高齢化や2024年問題などの課題に直面しており、今後は更に生産性向上が求められる。国が誘導していくことが重要だと思うので、事後評価をしながら建設業界の生産性向上を進めていただきたい。</p>	<p>・ 技術提案内容について、受注者に履行責任を付しており、発注者として施工内容を確認していきながら事後評価を実施していきたいと考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「第二下福井宿舎外壁改修工事」</p> <p>・ A者が落札した大きな要因として「社会・地域貢献」で加点されたことがあげられると思うが、具体的に何が評価されたのか。</p> <p>・ 自主的社会活動について、具体的にどう評価するのか。</p> <p>・ 自主的社会活動の項目で加点されているのはA者だけであるが、他工事でも同様に当該項目で加点される業者は少ないのか。</p> <p>・ 災害協定の締結の有無という項目についても同様なことがいえるのか。</p> <p>・ 工事内容の環境配慮改修とはアスベスト対策であると説明があったが、具体的な対策をご教示いただきたい。</p> <p>・ B者の入札が無効となっている理由は何か。</p> <p>・ この工事は総足場工事であるか。</p> <p>・ 総足場工事はコストがかかるので、大規模で行った方が効率的と考えるが、どれくらいの周期で工事を行っているのか。</p>	<p>・ 過去10年間における当該地域内施工実績、建設事業継続計画（BCP）認定の有無、自主的社会活動の実績・表彰が加点評価された。</p> <p>・ 参加申請書に添付する資料として表彰状、感謝状等を求めており、その内容で判断し評価している。</p> <p>・ 本件は京都府内で営業している者のみ参加可能な工事であり、規模の小さい業者による参加であったため、A者のみの加点評価であったが、大企業が多く参加するような港湾工事では、多くの者がこの項目で加点評価を得ている。</p> <p>・ そのとおりである。陸上工事や港湾工事の分野で整備局の仕事を取りたいと考えている業者の多くはこの項目で加点評価を得ている。</p> <p>・ 粉末・粉塵を常に吸引し周辺への飛散を食い止め、作業員は防塵マスクを着用するという対策等である。</p> <p>・ B者は入札価格が調査基準価格以下であった。調査基準価格以下の際、専任の技術者を追加でもう1人配置するよう求めるが、B者はそれが不可能であったため辞退されたということである。</p> <p>・ そのとおりである。</p> <p>・ 塗装においては、平成9年12月に建物が完成して以来初めての工事である。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格超過が2者あることから価格の変化に注視した方が良いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、検討していきたい。
----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

意見・質問	回答
<p>3. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「和歌山下津港みなとカメラ設置等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目「社会・地域貢献」の建設事業継続計画（BCP）とはどのようなものか。 ・ 認定取得することはどれくらい難しいものなのか ・ 建設業等におけるBCPとは具体的にどういったことを行うのか。 ・ カメラの設置工事に1億円以上と高額な印象を受けるが、どのような内容か。 ・ このカメラは360度監視できるものか。 ・ 今回の工事は従来のカメラ設置工事からの更新ということだが、既存機器との整合をとる必要はないのか。 ・ 既存のカメラと製造メーカーが異なることで、不具合が多くなるといったことは起きないのか。 ・ メンテナンスも発注するのか。 ・ 保証期間もあるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等緊急時においても事業継続または早期復旧できるよう、各社において行動指針等を設定するもの。 ・ そこまで難しいものではないと考える。大手企業であれば多くが認定を受けていると思われる。 ・ 地震等発生時における道路啓開、重機や職員の派遣を行うなど、災害復旧対応などである。 ・ 設置するみなとカメラは、2～3キロ先まで監視出来る高性能なカメラであり、1機あたり数千万円の製造費用がかかる。また、架台の設置や遠隔監視するためのシステム構築にも相応の費用を要する。 ・ そのとおりである。 ・ 更新となるため既存機器との整合は基本的には不要だが、システムについては整備局、本省等と連動しており、ある程度の整合性が必要である。 ・ 機器を設置する際は性能をきちんと指定しているため、どの者のメーカーでも問題ないと考える。但し、メンテナンスや保守点検は、カメラを設置した者が行う方が良いと考える。 ・ そのとおりである。 ・ そのとおりである。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港六甲アイランド地区荷さばき地等実施設計」</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の予定価格はどのように算出しているのか。 ・荷さばき地における耐震工事とは具体的にどのようなことを行うのか。 ・技術提案の評価結果を見ると評価テーマに対する技術提案の実現性の項目が評価者全者がB評価となっている。どのような点に着目してこのB評価となったのか。 ・B評価が一般的な技術提案であり、A評価は飛び抜けて良い技術提案ということだが、A評価とオーバースペック（無効な提案となる）の判断が難しいのではないのか。 ・1者入札の場合に評価テーマに対する評価がC評価の場合でもその者が落札になるのか。 ・1者入札の案件は多いのか。 ・例えば業務理解度に対してC評価が付いた場合には失格となるといったような、最低基準のようなものは存在しないのか。 ・工事の場合の最低基準の有無はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備、報告書作成については積算基準どおりであり、施工計画の検討等、大部分の項目は3社からの見積りを元に算出している。 ・液状化対策工事となる。荷さばき地ではコンテナを扱うほか、クレーンが稼働するなどしているが、液状化すると、その機能を失ったり、効率が著しく低下してしまう。 ・評価テーマに対して適切な提案ではあるものの、飛び抜けて良い提案というわけではなかったため。B評価は標準的な評価であり、悪いということではない。 ・ご指摘のとおり難しい判断になる。 ・そのとおりである。但し、落札後にその者と協議を重ねながら業務を進める必要がある。 ・必ずしもそうではないが、今回の場合は過年度から継続的に行っている業務であり、過去受注している者に対して他社が勝つのが難しいと判断し参加を差し控えたのではと推測される。 ・プロポーザル方式の場合は最低基準を設けるが、本案件の総合評価落札方式の場合は最低基準を設けないので、C評価があっても欠格とはならない。 ・総合評価落札方式では、発注者が仕様を定めて、その品質を上げるための提案を受注者に求めているため、仕様通りに最低限履行していただければ問題無い。そのため、欠格を判断するような基準は設けていない。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型プロポーザル方式 「都市型海岸施設の整備効果検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の業務は、事業化前の費用対効果を検討するものだと見受けられるが、この業務で求めた費用対効果は事業の優先順位等を判断するために用いられるのか。 ・直感的にB/Cが1.0を超えるのは明白だと 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。優先順位を決めて予算要求を行うための材料として用いる。 ・便益が大きくなるのは明白であるが、一方で大都

<p>考えるが、高い水準での比較となるのか。 1.0を下回ることは無いのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害は人命に関わるものであるため、コスト換算することは難しいと考えており、仮にB/Cが1.0を下回るような場合でも実施しないという判断をして良いものかと考えている。 ・本業務で想定する規模の津波に関する事例が過去少ないなかで、A者は実際の津波に対して適切な対処を提案できる知見や技術を保持しているのか。 ・実施方針評価と特定テーマに対する技術提案評価の得点が、配点合計に対してどれくらいの割合必要かという基準があるのか。 	<p>市部なので費用も相当大きくなると考えられるため、本業務において検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘いただいた点は長らくの課題だと考える。受注者からも、浸水被害額以外に人命等の人的被害も数値化して事業評価を行ってほしいという提案もあった。ご指摘頂いた点も踏まえて、今後そういった観点からの評価も検討していきたい。 ・津波や高潮についての検討は全国的に行われているため、シミュレーションや計算モデルといった技術や知見のノウハウがA者に限らず、各者で蓄積されている。 ・プロポーザル方式の際、実施方針評価と特定テーマに対する技術提案評価の得点が配点合計に対して6割に満たない場合、特定しないという運用を行っている。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海底に窪地があることで起きる環境への悪影響についてご教示いただきたい。 ・落札されたA者の点数を見ると、評価テーマに対する技術提案が高く評価されているが、具体的にどのような点を評価されたのか。 ・水質調査を実施される際、暖冬など気象条件でデータが変化するのではないかと推測できるが、気象条件への対策についてご教示いただきたい。 ・過年度の調査との比較を記載した技術提案が多いが、過年度のデータが蓄積されているのか。 ・水質調査は、窪地への浚渫土砂投入前後で行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海底の窪地が低酸素水塊の発生源となり、窪地だけではなく大阪湾全体に低酸素水塊が広がり、赤潮の要因となったり、生物が生息できなくなるなどの悪影響が出る。 ・現場条件をよく理解したうえで、適切に提案内容を記載されている点を高く評価した。 ・ご指摘のとおり、気象条件でデータが変化する。そのため、受注者と綿密に協議を行い、調査時期を検討するといった対策を行っている。 ・そのとおりである。窪地を浚渫土砂投入により埋め戻すことで、実際に環境が改善されているということが過年度の調査結果からも確認できている。 ・そのとおりである。

意見・質問	回答
<p>7. 随意契約方式 「舞鶴港和田地区道路(上安久線)分筆登記等申請業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・測量と登記申請のタイミングが会計年度を跨いでしまったため、再度契約をしたという認識でよいか。 ・受注者に対して調査・測量業務と登記申請の合計でいくら支払われたのか。 ・受注者は舞鶴の業者か。 ・令和4年度の業務は随意契約ではなかったという認識でよいか。 ・これまでの契約の延長であるということであるが、今年度行われた登記等申請についての費用は昨年度の契約に含まれていないということか。 ・随意契約理由書の記載について、契約相手方の記載がなく論理的に不十分に見えるが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりである。 ・資料確認し、後日回答させていただきたい。 ・そのとおりである。 ・令和4年度も随意契約である。この業務は用地買収後、継続的に行う必要があり、平成31年度に開始した用地買収以降は同者と随意契約をしている。当初（平成31年度）は競争入札により契約している。 ・令和4年度契約では、分筆登記1件あたりにつき契約単価を支払う単価契約方式としているため、分筆登記作業が発生しなかった昨年度においては、支払額に当該費用は含まれていない。 ・本資料は随意契約理由書からの抜粋で、本来の随意契約理由書には記載されている。資料の記載として不十分であるため、次回以降資料の記載方法を改めることとしたい。

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不調・不落が1件あるが、不落の理由は。 ・再発注されたのか。 ・どのような変更を行ったのか。 ・工事価格高騰の問題は今回の不調・不落に関係していないのか。 ・予定価格超過が増えてくるようであれば、価格高騰を踏まえた対応を検討する必要があると思われるので、注視していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格を超過したため。 ・そのとおりである。工事仕様を見直し再発注した。 ・工事内容を縮小させるような変更を行った。 ・関係性がないとは言い切れないが、再度発注した際は予定価格超過ではなかったため、適正な価格であったと考える。 ・承知した。

--	--

意見・質問	回答
8. 全体を通して ・特になし	